

弁護士費用

敦賀法律事務所

平成16年4月1日から、弁護士会の「報酬基準」が廃止され、弁護士は各法律事務所ないし弁護士毎に料金を定めることが必要となりました。

当事務所では、弁護士報酬の従前の報酬額との均衡・報酬額の透明化・弁護士報酬の合理的価格設定等の観点から、旧日本弁護士連合会報酬等基準を基本として報酬基準を定めました。

大まかな費用の種類について

1 着手金

弁護士に事件を依頼した時点で支払う費用です。着手金の支払いを受けてから事件処理を始めることとなります。成功報酬ではありませんので、事件が不成功に終わっても返還はされません。

2 報酬金

事件が終了した後、その成功度合いに応じた金額を支払うものです。

3 手数料

内容証明郵便作成や、契約書、就業規則の各法的書面のチェック作成等、原則として1回程度の手続・委任事務処理で終了する案件についての費用です。

4 実費

切手、印紙、小為替、交通費等、事件を進めるうえでかかる費用です。当事務所では、上記1～3の請求時に併せて請求しております。長期に渡る案件の場合、半年に1度精算をお願いしております。

報酬一覧

法律相談

種類	相談種類	相談料金
1. 法律相談	初回市民 法律相談料	30分ごとに5500円(税込み, 以下同じ)
	一般法律相談料	30分ごとに5500円
2. 書面による鑑定	鑑定料	複雑・特殊でないときは11万円から33万円の範囲内

民事事件

種類	報酬の種類	報酬の額	備考
1. 訴訟事件(手形・ 小切手訴訟事 件を除く)・非訴 訟事件・家事審 判事件・行政事 件・仲裁事件	着手金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下—経済的利益の8.8% 300万円～3000万円—5.5%+9万9000円 3000万円～3億円—3.3%+75万9000円 3億円～—2.2%+405万9000円 ※1 ※着手金の最低額は11万円	①
	報酬金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下—経済的利益の16.6% 300万円～3000万円—11%+19万8000円 3000万円～3億円—6.6%+138万円 3億円～—4.4%+811万8000円 ※1	

2. 調停事件及び示談交渉事件	着手金及び報酬金	1に準ずる。ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる。 ※示談交渉から調停、示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は1又は5の額の2分の1 ※着手金の最低額は11万円
3. 契約締結交渉	着手金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下—11万円 300万円～3000万円—1. 1%+3万3000円 3000万円～3億円—0.55%+19万8000円 3億円～—0.33%+85万8000円 ※1 ※着手金の最低額は11万円
	報酬金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下—経済的利益の4. 4% 300万円～3000万円—2. 2%+6万6000円 3000万円～3億円—1. 1%+39万6000円 3億円～—0.66%+85万8000円 ※1
4. 督促手続事件	着手金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下—経済的利益の2. 2% 300万円～3000万円—1%+3万3000円 3000万円～3億円—0.5. 5%+85万8000円 3億円～—0.3. 3%+85万8000円 ※1 ※訴訟に移行したときの着手金は、1又は5の額と上記額の差額とする。 ※着手金の最低額は5万5000円
	報酬金	1又は5の額の2分の1 ※報酬金は金銭等の具体的な回収をした時に限って請求ができる。
5. 手形・小切手訴訟事件	着手金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下—経済的利益の4. 4% 300万円～3000万円—2. 75%+4万9500円 3000万円～3億—1. 65%+37万9500円 3億円～—1. 1%+202万9500円 ※1

		※着手金の最低額は5万円		
	報酬金	事件の経済的な利益の額が 300万円以下—8. 8% 300万円～3000万円—5. 5%+9万9000円 3000万円～3億円—3. 3%+75万9000円 3億～—2. 2%+405万9000円 ※1		
6. 離婚事件	調停事件	着手金	それぞれ22万円～55万円の範囲内の額	
	交渉事件	報酬金	※離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1まで減額することができる。 ※財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1又は2による。	
	訴訟事件	着手金 報酬金	それぞれ33万円～66円の範囲内の額 ※離婚調停から離婚訴訟を受任するときの着手金は上記の額の2分の1 ※財産分与、慰謝料等の請求は、上記とは別に、1又は2による。	
7. 境界に関する事件	着手金 報酬金	それぞれ33万円から66万円の範囲内の額 ※1の額が上記の額より上回るときは、1による。 ※上記の額は、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し増減額することができる。		②
8. 借地非訟事件	着手金	借地権の額が5000万円以下の場合— 22万円から55万円の範囲内の額		③
		借地権の額が5000万円を超える場合— 上記の『標準となる額』に5000万円を超える部分の0.5. 5%を加算した額		
	報酬金	申立人	申立人の認容 借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、1による。	
		相手方の介入権	財産上の給付額の2分の1を経済	

		の場合	認容	的利益の額として、1による。	
		相手方の場合	申立の却下又は介入権の認容	借地権の額の2分の1を経済的利益の額として、1による。	
			賃料の増額の認容	賃料増額分の7年分を経済的利益の額として、1による。	
			財産上の給付の認容	財産上の給付の額を経済的利益の額として、1による。	
9. 保全命令申立事件		着手金	1の着手金の額の2分の1。 審尋又は口頭弁論を経た時は、1の着手金の額の3分の2。 ※着手金の最低額は11万円	※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。	
		報酬金	事件が重大又は複雑なとき—1の報酬金額の4分の1 審尋又は口頭弁論を経た時—1の報酬金額の3分の1 本案の目的を達したとき—1の報酬金に準じて受けることができる。		
10. 民事執行事件	民事執行事件	着手金	1の着手金の額の2分の1	※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受け取ることができる。 この場合の着手金は、1の3分の1を限度とする。 ※着手金の最低額は5万円。	
		報酬金	1の報酬金の額の4分の1		
	執行停止事件	着手金	1の着手金の額の2分の1		
		報酬金	事件が重大又は複雑なとき—1の報酬金の額の4分の1		
11. 破産・会社整理・特別清算、会社更生の申立事件		着手金	資本金、資産、負債額、関係人の数等事件の規模、事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1)事業者の自己破産—55万円以上 (2)非事業者の自己破産—22万円以上 (3)自己破産以外の破産—55万円以上 (4)会社整理—100万円以上	※保全事件の弁護士報酬は着手金	

		(5)特別清算—100万円以上 (6)会社更生—200万円以上 自己破産申立事件を受けないで免責申立事件(免責異議申立事件を含む)のみ受任した場合は(2)の2分の1。	に含まれる。
	報酬金	1に準ずる(この場合の経済的利益の額は、配当資産、免除債権額、延払いによる利益、企業継続による利益等を考慮して算定する) ただし、前記(1)(2)の自己破産事件の報酬金は免責決定を受けた時に限る。	
12. 民事再生事件	着手金	資本金、資産、負債額、関係人の数等事件の規模、事件処理に要する執務量に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1)事業者—100万円以上 (2)非事業者—33万円以上 (3)小規模個人再生及び給与所得者等再生等—25万円以上	※保全事件の弁護士報酬は着手金に含まれる。 ※民事再生法235条に付基づく免責申立事件(免責異議申立事件を含む)の着手金は、左の着手金(2)、(3)の2分の1、報酬金は左の法主筋の算定方法を準用する。
	執務報酬	再生手続き開始決定を受けた後民事再生手続きが終了するまでの執務の対価として、月額で定める報酬を受け取ることができる。	
	報酬金	1に準ずる(この場合の経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益、及び企業継続による利益等を考慮して算定する。なお、具体的な算定にあたっては執務報酬の額を考慮する。) ただし、再生計画認可決定を受けた時に限り受け取ることができる。	
13. 任意整理事件 (11の各事件に該当しない債務整理事件)	着手金	資本金、資産、負債額、関係人の数等事件の規模に応じ、それぞれ次に掲げる額 (1)事業者の任意整理—55万円以上 (2)非事業者の任意整理—22万円以上	
	報酬金	イ. 事件が清算により終了した時 (1)弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当原資額(債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産	

		<p>の価額。以下同じ)につき</p> <p>500万円以下—15. 5%</p> <p>500万円～1000万円—11%+25万円</p> <p>1000万円～5000万円—8. 8%+45万円</p> <p>5000万円～1億円—6. 6%+145万円</p> <p>1億円～—5. 5%+245万円</p> <p>(2)依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当資源につき</p> <p>5000万円以下—3. 3%</p> <p>5000万円～1億円—2. 2%+55万円</p> <p>1億円を超える場合—1%+155万円</p> <p>ロ. 事件が債務の減免, 履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときは, 11の報酬に準ずる。</p> <p>ハ. 事件の処理について裁判上の手続きを要したときは, イロに定めるほか, 相応の報酬金を受け取ることができる。</p>	
14. 行政上の審査請求・異議申立・再審査請求 その他の不服申立事件	着手金	1の着手金の額の3分の2	※審尋又は口頭審理等を経たときは, 1に準ずる。 ※着手金の最低額は11万円
	報酬金	1の報酬金の額の2分の1	

刑事事件

種類	報酬の種類	報酬の額		備考	
1. 起訴前及び起訴後 (第一審及び上訴審を いう。以下同じ)の事案 簡明な刑事事件	着手金	それぞれ22万円から55万円の範囲内の額		④	
	報酬金	起訴前	不起訴		22万円から55万円の範囲内の額
			求略式命令		上記の額を超えない額
		起訴後	無罪		55万円を最低限とする一定額以上
			刑の執行猶予		22万円から55万円の範囲内の額
			求刑された刑が軽減された場合		軽減の程度による相当額
検察官上訴が棄却された場合	22万円から55万円の範囲内の一定額以上				
2. 起訴前及び起訴後の1以外の事件及び再審事件	着手金	22万円から55万円の範囲内の一定額以上			
	報酬金	起訴前	不起訴	22万円から55万円の範囲内の一定額以上	
			求略式命令	22万円から55万円の範囲内の一定額以上	
	起訴後	無罪	55万円を最低額とする一定額以上		
		刑の執行猶予	22万円から55万円の範囲内の一定額以上		
		求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当額		
		検察官上訴が棄却された場合	22万円から55万円の範囲内の一定額以上		
3. 再審請求事件	着手金	22万円から55万円の範囲内の一定額以上			
	報酬金	22万円から55万円の範囲内の一定額以上			
4. 保釈・勾留の執行停止・抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告・勾留理由の開示等の申立	着手金 報酬金	依頼者との協議により、被告事件及び被疑事件のものとは別に受けることができる。			

5. 告訴・告発・検察審査の申立・仮釈放・仮出獄・恩赦等の手続き	着手金	1件につき—11万円以上	
	報酬金	依頼者との協議により受けることができる。	

少年事件

種類	報酬の種類	報酬の額		備考
1. 家庭裁判所送致前及び送致後 2. 抗告・再抗告及び保護処分 の取り消し	着手金	それぞれ22万円から55万円の範囲内の額		⑤
	報酬金	非行事実に基づく審判 不開始又は不処分	22万円から55万円の範囲 内の一定額以上	
		その他	22万円から55万円の範囲 内の額 検察官上訴が棄却された場合 22万円から55万円の範囲 内の一定額以上	

裁判上の手数料

事件等(手数料の項目)	分類	弁護士報酬の額(手数料額)
1. 証拠保全(本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金と別に受け取ることができる。)	基本	22万円に民事事件の1により算定された額の11%を加算した額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
2. 即決和解(本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することができない)	示談交渉を要しない場合	経済的な利益の額が 300万円以下—11万円 300万円～3000万円—1.1%+7万7000円 3000万円～3億円—0.55%+24万2000円 3億円を超える場合—0.33%+90万2000円
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、民事事件の2、6ないし8による。
3. 公示催告		2の示談交渉を要しない場合と同額
4. 倒産整理事件の債権届け出	基本	5万5000円から11万円の範囲内の額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議により定める額
5. 簡易な家事審判(家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの)		11万円から22万円の範囲内の額

裁判外の手数料

事件等(手数料の項目)	分類		弁護士報酬の額(手数料額)
1. 法律関係調査(事実関係調査を含む)	基本		5万5000円から22万円の範囲内の額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と依頼者との協議により定める額
2. 契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が1000万円未満のもの	5万5000円から11万円の範囲内の額
		経済的利益の額が1000万円以上1億円未満のもの	11万円から33万円の範囲内の額
		経済的利益の額が1億円以上のもの	33万円以上
	非定型	基本	経済的な利益の額が 300万円以下—11万円 300万円～3000万円—1.1%+7万7000円 3000万円～3億円—0.33+30万8000円 3億円～—0.11%+96万8000円
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合		上記の手数料に3万3000円を加算する
3. 内容証明郵便作成	弁護士名の表示なし	基本	1万円から3万3000円の範囲内の額
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	弁護士名の表示あり	基本	3万3000円から5万5000円の範囲内の額
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
4. 遺言書作成	定型		11万円から22万円の範囲内の額
	非定型	基本	経済的な利益の額が 300万円以下—22万円 300万円～3000万円—1.1%+18万7000円 3000万円～3億円—0.33%+41万80

		00円 3億～ $-0.11\%+107万8000円$
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合	上記の手数料に3万3000円～5万5000円を加算する。
5. 遺言執行	基本	事案の性質に応じ、経済的な利益の額が 300万円以下の場合 33万円 300万円を超え3000万円以下の場合 2. 2%+26万4000円 3000万円を超え3億円以下の場合1. 1% +59万4000円 3億円を超える場合 0. 55%+224万4000円
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と受遺者との協議により定める額
	遺言執行に裁判手続きを要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続きに要する弁護士報酬を請求できる。
6. 会社設立等	設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常清算	資本額もしくは総資産額のうち高い額又は増減資額が 1000万円以下—4. 4% 1000万円～2000万円—3. 3%+11万円 2000万円～1億円—2. 2%+33万円 1億円～2億円—1. 1%+143万円 20億円～ $-0.33\%+693万円$
7. 会社設立以外の登記等	申請手続き	1件—5万円 ※事案によっては増減額できる。
	交付手続き	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続きは、1通につき1100円
8. 株主総会等指導	基本	33万円以上
	総会準備も指導する場合	55万円以上
9. 現物出資等証明(会社法第207条の9項4号等に基づく証明)		1件—33万円 ※出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して増減額できる。
10. 簡易な自賠償請求(自動車損害賠償責任保険に基		給付金額が次により算定された額

づく被害者による簡易な損害賠償請求)

15万円以下－3万3000円

15万円～－給付金額の2.2%

※損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には増減額できる。

任意後見及び財産管理・身上監護

事件等		分類		弁護士報酬の額	備考
任意後見及び財産管理・身上監護	任意後見契約又は財産管理・身上監護契約締結に先立つ調査	手数料	基本	5万5000円から22万円 の範囲内	※第38条第2号の法律関係調査に関する規定準用
			特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
	任意後見契約又は財産管理・身上監護契約に基づく委任事務処理	月額で定める報酬	依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務の処理を行う場合	月額5500円から5万5000円の範囲内の額	
			依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合	月額3万3000円から11万円の範囲内の額	
			不動産の処分等日常的もしくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を用意した場合又は委任事務処理のために裁判手続きを要した場合	月額で定める報酬とは別にこの規定の定めにより算定されて弁護士報酬を受け取ることができる。	
	任意後見契約又は財産管理・身上監護契約締結後、その効力発生までの訪問面談	手数料		1回あたり5500円から3万3000円の範囲内の額	
報酬の種類	区分	弁護士報酬の額			備考
顧問料	事業者の場合	月額5万円以上			

	非事業者の場合	年額6万6000円(月額5500円)以上	
日当	半日	3万3000円以上5万5000円以下	⑥
	一日	5万5000円以上11万円以下	

備考 ① 特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

算定可能な場合の算定基

- イ 金銭債権 債権総額(利息及び遅延損害金を含む)
- ロ 将来の債権 債権総額から中間利息を控除した額
- ハ 継続的給付債権 債権総額の 10 分の 7 の額。ただし、期間不定のものは、7 年分の額
- ニ 賃料増減額請求事件 増減額分の 7 年分の額
- ホ 所有権 対象たる物の時価相当額
- ヘ 占有権、地上権、永小作権、賃貸権及び使用借権 対象たる物の時価の 2 分の 1 の額。ただし、権利の時価がその時価を超えるときは、権利の時価相当額
- ト 建物についての所有権に関する事件 建物の時価相当額に敷地の時価の 3 分の 1 の額を加算した額
- チ 建物についての占有権・賃借権及び使用借権に関する事件にその敷地の時価の 3 分の 1 の額を加算した額
- リ 地役権 承役地の時価の 2 分の 1 の額
- リ 担保権 被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- 又 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求 事件 ホ、ヘ、チ及びリに準じた額
- ル 詐害行為取消請求事件 取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- オ 共有物分割請求事件 対象となる特分の時価の 3 分の 1 の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は特分に争いがある部分については、対象となる財産の範囲又は特分の額
- ワ 遺産分割請求事件 対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割に対象となる財産の範囲 又は相続分についての争いのない部分については、相続分の時価の 3 分の 1 の額
- カ 遺留分減殺請求事件 対象となる遺留分の時価相当額
- ヨ 金銭債権についての民事執行事件 請求債権額。ただし、執行対象物件の時価相当額(担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を斟酌した時価相当額)

算定不能な場合の算定基準

800 万円とする。ただし、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して増減額することができる。

経済的利益の額と紛争の実態又は依頼者の受ける額とに齟齬があるときは増減額しなければならない。

②境界に関する事件とは、境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他をいう。

調停及び示談交渉の場合は、7 の額又は 1 の額を、それぞれ 3 分の 2 に減額することができる。

示談交渉から調停、示談交渉または調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、7 の額又は 1

の額の、それぞれ 2 分の 1

③調停事件は 8 に準ずる。ただし、それぞれの額を 3 分の 2 に減額することができる。

示談交渉から調停、示談交渉または調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、8 の着手金の額の 2 分の 1

④事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は頻雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いが無い情状事件、起訴後については公開法定数が 2 ないし 3 回程度と見込まれる情状事件(上告事件を除く)をいう。

同一弁護士が起訴前に受任した事件を起訴後も引き続き受任するときは 1 の着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の 2 分の 1 とする。

同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは着手金及び報酬金を減額することができる。追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは着手金及び報酬金を減額することができる。

検察官上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあつたときの報酬金は、費やした時間・執務量を考慮したうえで、1 による。

⑤家庭裁判所送致前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境整理に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮し、事件の重大性等により、増減額することができる。

同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは着手金及び報酬金を減額することができる。

追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは着手金及び報酬金を減額することができる。

逆送致事件は、刑事事件の 1 及び 2 による。ただし、同一弁護士が受任する場合の着手金は、送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の範囲内で減額できる。

⑥ 半日(往復 2 時間を超え 4 時間まで)

一日(往復 4 時間を超える場合)

弁護士報酬額欄の※印

※1 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。

(注)

1 依頼者との協議により、上の表によらず、弁護士報酬の額を 1 時間ごとに2万2000円以上の時間制(日当を含み、実費を含まない)にすることができる。

2 弁護士報酬の支払時期

イ 着手金 事件又は法律事務(以下「事件等」という)の依頼を受けたとき

ロ 報酬金 事件等の処理が終了したとき

ハ その他の弁護士報酬 この規定に特に定めのあるときはそれに従い、定めがないときは依頼者との協議により定められたとき

3

イ 弁護士報酬は 1 件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、定めるものとし、裁判外の事

件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって 1 件とする。裁判外の事件 等が裁判上の事件に移行したときは別件とする。

ロ 同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金は、特に定めのない限り、最終 審の報酬のみを受ける。

5

イ 弁護士は各依頼者に対し、弁護士報酬を請求することができる。

ロ 紛争の実態が共通な複数の事件を受任するとき若しくは複数の依頼者から委任事務 処理の一部を共通とする同種事件を受任するときは、弁護士報酬を減額することができる。

ハ 一件の事件等を複数の弁護士が受任したときは、各弁護士は、各弁護士による受任が 依頼者の意思に基づくとき若しくは複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達する ことが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたときには、それぞれの弁護士報酬を 依頼することができる。

6

イ 弁護士は依頼者に、あらかじめ弁護士報酬等について十分説明しなければならない。

ロ 弁護士は、委任契約書が作成されている場合を除き、依頼者から申し出があるときは、 弁護士報酬の額、その計算方法及び支払時期に関する事項を記載した報酬説明書を交付しなければならない。

7 依頼者が経済的資力に乏しいとき又は特別な事情にあるときは、弁護士報酬の支払時期 を変更し又は減額若しくは免除することができる。

8 事件等が特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき、 又は受任後同様の事情が生じたときは、弁護士報酬を増額することができる。

9 着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又 は依頼者の経済的事情その他の事由により、着手金を規定どおり受けることが相当でない ときは、着手金を増額して、報酬金を増額することができる。

ただし、この場合において、着手金及び報酬金の合計額は、民事事件 1 件により許容される着手金と報酬金の合算額を超えてはならない。

10

イ 事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、 依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、精算する。

ロ イにおいて、弁護士のみに重大な責任があるときは、弁護士は受領済の弁護士報酬の 全部を返還しなければならない。ただし、既に委任事務の重要な部分の処理を終了して いるときは、依頼者と協議のうえ、全部又は一部を返還しないことができる。

ハ イにおいて、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事 務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたと き、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の 処理を終了していないときは、その部分については請求することができない。

11 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払を遅滞したときは、あ らかじめ依頼者に通知し、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。

12 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。この場合には、弁護士はすみやかに依頼者にその旨を通知しなければならない。

13 この規定に定める基準は、消費税法(昭和 63 年法 108)に基づき弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する金額を含まない。